

エネルギー政策基本法第12条に基づく

エネルギー基本計画（平成19年3月9日閣議決定）（抜粋）

第2章 第3節 第4項 新エネルギーの開発、導入及び利用

水力発電については、今後、立地地点の奥地化、小規模化により開発コストの上昇が見込まれるため、その経済性の向上を図るとともに、低落差や小流量に適応した技術の導入による未利用落差の活用も含め、河川環境等の地域環境への影響に配慮しつつ、中小水力発電の開発・導入を促進する。

【参照条文】

エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）

（目的）

第一条 この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

（エネルギー基本計画）

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「エネルギー基本計画」という。）を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針
- 二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3～7 （略）